

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成19年5月制定
令和8年3月23日改正

苫小牧ガス株式会社
苫ガス燃料株式会社

目 次

	ページ
はじめに	1
1. 総則	2
1-1 目的	2
1-2 行動計画の内容	2
1-3 基礎知識	2
2. 感染予防・拡大防止対策	3
2-1 一般的な予防対策	3
2-2 事業者としての対策	4
3. 事業継続計画	7
3-1 基本方針と前提条件	7
3-2 優先業務の選定	8
3-3 非優先業務の停止	10
3-4 出勤を停止した場合の措置	10
3-5 通勤について	10
3-6 人員計画	10
3-7 原料（天然ガス・LPG）の確保	10
3-8 供給停止区域発生時の措置	11
3-9 社会・お客さまへの広報	11
4. 対策本部の設置	11
5. 教育・訓練	11

<参考資料>

参考1 「新型インフルエンザ等対策政府行動指針」

参考2 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」

はじめに

<本行動計画について>

本行動計画は、政府の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」および「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき策定されたものである。重要インフラであるガスの製造・供給を維持しつつ、人命最優先の原則から感染拡大防止を徹底することを目的とする（注）。

新型インフルエンザ等の流行は予測困難であり、発生する事態も様々である。そのため、情勢の変化や最新の科学的知見に応じて本計画は随時見直し、修正を加えるとともに、必要に応じ訓練等の実施の必要があることを認識しておく必要がある。

過去の発生事例（平成21年の新型インフルエンザ等）においては想定された罹患率に至らないケースもあったが、ウイルスの病原性や流行状況を見極め、最悪の事態（高病原性・高欠勤率）を想定した本計画の運用と、実情に合わせた柔軟な判断を使い分けるものとする。

なお、本計画は経済産業省資源エネルギー庁等からの事業継続計画（BCP）策定要請の内容を含んでおり、社会インフラ維持の責務を果たすためのものである。

（注）

お客さま、協力企業さま、従業員の生命を守るため感染拡大防止を最優先とする。

十分な措置を講じずに感染拡大をさせた場合には法的・道義的責任が発生する。

1. 総則

1 - 1 目的

この行動計画の目的は、新型インフルエンザ等が日本国内において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を事前に定めることを目的とする。

1 - 2 行動計画の内容

上記の目的を達成するため、下記の視点から行動計画を策定する。

(1) 人命が最優先

お客さま、ガスの供給継続に資する関連事業者さま、当社の従業員（家族を含む。）の人命保護を最優先とする。

(2) 感染拡大の防止

予防対策を整え、防疫資材等を確保し、ガス事業者としての社会的責任も考慮し、お客さま、関連事業者等への感染拡大防止に努める。又従業員等に感染者が発生した場合には、官公庁の指示に従いながら、情報を事業者内外に適切に発信し、感染拡大の防止を図る。

(3) ガス事業の継続

ガスの供給を可能な限り平常時と同じレベルに保つように努める。そのために必要な取引先、協力企業との協議を行う。

1 - 3 基礎知識

(1) 新型インフルエンザ等とは

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。

感染症法第6条第8項に規定される指定感染症および第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

(2) 被害予測

新型インフルエンザ等発生時の被害は、全人口の25%が罹患し、流行が8週間程度続くと予想されている。又従業員や家族の罹患等により、従業員の最大40%が罹患することが予想される。

(3) 感染期間

新型インフルエンザ等が他者に感染する期間は、一般的に発症した日の前日から発症後7日～10日目頃までとされている。発症・感染者は、国や自治体の指針に従い、（目安として発症後5日間かつ解熱後2日経過するまで等）自宅待機が必要となる。又、この間に発症・感染者と接触した者は感染の疑いがあるため、接触した日から1週間程度は同様に自宅待機することが望ましい。（※実際の待機期間はウイルスの特性に応じ、政府対策本部が決定する内容に従う）

(4) 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

このため、国によって、表－1のような3つの段階に分類されている。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして、国の新型インフルエンザ対策本部が決定することとされている。

表－1 新型インフルエンザ等発生段階の区分

発生段階	状態
準備期（平時）	新たな感染症が発生していない平常時。
初動期	海外または国内で「新型インフルエンザ等」が発生した初期段階。
対応期	感染が広がり、社会全体での対応が必要な段階。

(5) 新型インフルエンザ等の発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチン

パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、実際に出現した新型インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンであり、国によって、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。又、現在の製造方法では、製造から出荷まで6か月程度もかかり、国民全体にいきわたるには1年以上かかるとも言われている。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが発生する前に、鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンである。国は、鳥インフルエンザウイルス（H5N1、H7N9等）に対するワクチンをプレパンデミックワクチン原液として製造、備蓄している。これらは、特措法に基づく特定接種の登録事業者等が優先接種の対象となるが、登録の状況や国の供給計画、ウイルスの特性により、必ずしも早期に接種できるとは限らない。

すなわち医学的には完全な予防策は現時点ではなく、ワクチン接種の有無に関わらず感染防止策を徹底することを前提とした行動計画となっている。

(6) 発症と感染

新型インフルエンザの初期症状は、発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪やインフルエンザの症状と類似しており、この段階では発症している可能性は高いものの、未だ感染しているとは断定できない。発熱相談センター等の医療機関に確認されて、初めて感染者となる。この指針の中では、このような観点で場合により用語を使い分けている。

2. 感染予防・拡大防止対策

2-1 一般的な予防対策

以下の予防対策は個人レベルで実施できるものである。当社は従業員や供給継続に資する関連事業者の従事者、可能であれば供給継続とは直接の関係のない関連事業者の従事者にまで、個人レベルで以下を実施するよう第二段階に至る以前に指導又は教育する。

(1) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を

触れた後、又食事の前や顔を触る前などに頻繁に実施することが推奨される。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを物理的に除去し、感染リスクを下げる。又、70%以上（困難な場合は60%以上）の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスを無力化できる。

手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（70%以上、困難な場合は60%台でも可）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

（2）咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでるときに、他人にうつさないためのエチケットである。

感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておく。又、咳をしている人に対しては、マスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができるからである。

（3）生活上の注意点

・適切な住環境の維持

日常的な清掃の実施に加え、定期的な換気を行い、室内の空気を入れ替える。

又、加湿器等を利用して適切な湿度（40%～60%）を保つ。

・規則正しい生活の実践

ウイルスへの抵抗力を高めるため、十分な休養、適切な食事、適度な運動を心がける。

・各家庭で保存食料や生活必需品を備蓄しておく。

・鳥・鶏肉・豚・豚肉に対する注意

鶏・豚舎や生きた鳥・豚を扱う市場等への立ち入り、生きた鳥・豚との接触は避ける。鶏肉や豚肉は加熱調理するよう心がける。調理中に生肉に触れた調理器具は加熱消毒し、手は石鹼等で良く洗う。

・発生国への渡航

外務省の外務省の渡航情報に従うが、新型インフルエンザ等発生国への渡航は公的・私的を問わずやむを得ない場合に限る。

2-2 事業者としての対策

（1）準備期、初動期（国内未発生時）

① 職場の清掃・消毒

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、最低1日1回は行う。又、消毒や清掃を行った記録をとっておく。

② 通常のインフルエンザワクチンの接種の実施

通常のインフルエンザの罹患者による医療機関の混乱を防止するため、通常のインフルエンザの予防接種を会社で原則従業員全員に実施し、家族等には医療機関での予防接種を推奨する。ただし、副作用のリスクもあるため、その点も十分認識させた上で行う。なお、従業員への予防接種に係る費用は会社が全額負担する。

③ 感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の備蓄

ガス事業者として、下記のような個人防護具と衛生用品の備蓄をしておく。必要な数量は、対象者と期間から見積もる。対象者は、全従業員分は必須であるが、供給継続に資する関連事業者の分も確保するか、又は関連事業者に確保するよう要請する。期間は50日（8週+10日）分とする。又マスクと手袋は使い捨てであることに留意する。さらに個人防護具は、適正に使用しないと効果は十分には得られない点に留意する必要がある。

●マスク

- ・通常勤務、通勤、外勤用

サージカルマスク（不織布製マスク）を基本とする。

- ・高リスク業務（発症者の援助、密閉空間での対応）用

N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクを準備する。

●手袋

手袋着用目的は、自分の手が汚れるのを防ぐためである。したがって、滅菌されている必要はなく、ゴム製の使い捨て手袋を使用する。

●ゴーグル、フェイスマスク

ゴーグルやフェイスマスクは、眼の結膜からの感染を防ぐために着用する。ゴーグルは、直接的な感染だけでなく、不用意に眼を触ることを防ぐことで感染予防にもつながる。

●速乾性擦式消毒用アルコール製剤

洗面所、トイレ等での手洗い後や職場への入退出時には、手指のアルコール消毒を行う。

●消毒剤

職場の清掃や消毒時には、消毒剤を使用する。インフルエンザウイルスには、次亜塩素酸ナトリウム（※1）、イソプロパノール（※2）や消毒用エタノールなどの消毒剤が有効である。

※1 次亜塩素酸ナトリウム：0.02～0.1wt%濃度溶液

（家庭用の塩素系漂白剤、例えば、キッチンハイターを水で250倍に希釈）

※2 イソプロパノール：70vol%濃度溶液

（イソプロパノールや消毒用エタノールは薬局で入手可能）

●その他

ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、廃棄用ビニール袋、うがい薬、検温計（非接触型もある）についても備え付ける。

④ 感染防止策に有効な個人防護具と衛生用品の管理体制の構築

備蓄品の管理、防疫具廃棄方法、補充方法等は、保管場所（2階書庫）に掲示し、総務課長が

管理者となり、管理者が欠勤した場合、あらかじめ指名された総務課社員がその業務を代行する。さらにその実行が円滑にできるよう訓練を行う。

全ての個人防護具を外した後は、個人防護具にウイルスがついている可能性もあるのですぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。又、廃棄物はビニール袋で密閉した上で、屋外のゴミ保管庫へ出し、その処分は、個人防護具を着用して行う。

⑤ 職場で感染した可能性がある者が発見された場合の対応準備

発生段階に応じた診療機関や学校等の臨時医療施設を確認し従業員に周知する。又（2）⑤で記す対応を行う作業者を決め、日頃から訓練を行う。

⑥ プレパンデミックワクチンの接種対象者の調査・記録

次表のように整理して（A～Cごとに）対象者をリストアップしておく。その際に、プレパンデミックワクチンについては、副作用のおそれがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて、説明して同意を得ておく。

ガス事業者	全従業員	A
	うち供給継続業務従事者	B
供給継続業務に資する関連事業者		C

⑦ 海外出張について

○外務省の渡航情報等が発出された際には、以後、感染発生国・地域への出張は止むを得ない場合を除いて原則中止する。感染発生国・地域への出張について、最終渡航判断は社長が行う。

○感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国しても最大10日間停留される可能性があること等に鑑みて、発生国以外の海外出張も慎重に検討する。

（2）初動期（国内発生時）以降

① 一般的な留意事項

従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・出勤前に検温し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ感染が疑われる症状があれば連絡の上で出勤しないこと。
- ・勤務中・通勤時には常時マスクを着用する。
- ・不要不急の外出や集会（社内の会議も含む。）を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
- ・外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ・症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- ・手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

② 職場への入場制限等

- ・供給継続業務に資する関連事業者を除き、原則として職場に入場させない。
- ・お客さまについても、原則としては入場を避けて頂く。

止むを得ず、入場される場合には、その場所を限定し、応対者はN95マスクを装着し、かつ訪問者（お客さまを含む。）にも装着して頂く。

- ・職場への入退室時には、出入り口等で手指のアルコール消毒を行う。お客さまや取引先についても実施して頂く。

③ 職場の清掃・消毒

毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（ドアノブ、トイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。

④ 従業員の健康状態の確認等

欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡し、医師の許可あるまで出勤しないよう指導する。

⑤ 事業所で従業員が発症した場合の対処

- ・発症の疑いのある者を2階会議室に移動させ、他の者との接触を防ぐ。移動後は速やかに室内の換気を行う。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、个人防护具を装着した作業員が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ・厚生班は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受ける。
- ・上記のような対応は消防署（救急）、保健所が行うべきとの考えもあるが、第二段階以降は社会的な混乱も発生していることが予想されることから、自助努力も最大限度図れるようにしておく。
- ・発症した従業員が直前に勤務していた机の周辺や触れた場所などを消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際、作業員は、必要に応じてN95マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水と石鹸を用いて手洗いし、水分を十分に拭き取った後、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を手にとって、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。清掃・消毒時に使用した作業員は速やかに洗濯し、ブラシ、雑巾は、洗浄水で洗い、触れないようにする。

⑥ 従業員の家族が発症した場合の対処

- ・従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握する。
- ・同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた厚生班は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- ・濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、発熱相談センター（保健所）から外出自粛等を要請される。
- ・自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

3. 事業継続計画

3-1 基本方針と前提条件

(1) 生命が最優先

お客さま、当社の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護は事業継続に優先する。

(2) 目的

ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務の継続は必須でなく、人命保護・感染拡大防止の観点から、むしろ中止・抑制すべきである。特にお客さまと対面する業務は最小限度に留める。

(3) 被害想定

当社の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。

他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼動がなされていると想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

(4) 事業継続計画の発動

以下の事業継続計画は、原則として国による第二段階移行が宣言された時点で発動するが、最終的には対策本部長が発動する。

(5) 救援体制について

実際の流行時には、日本国内全体で流行することになる可能性が高く、又一部地域の流行であっても、人命優先と感染拡大防止の観点から、ガス事業者間で人の移動を伴う相互応援は非常に困難になると予想される。したがって、当社の自助努力を前提にして事業継続計画を立案する。

(6) 供給継続に資する関連事業者との連携

供給の継続に不可欠な協力企業、取引事業者を洗い出し、十分な協議を行う。

3-2 優先業務の選定

当社は、自らの業務を下表の2つに分類する。

区分	名称	内容
A	優先実施業務	ガスの供給維持に必要な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	非優先業務	ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

<区分例>

下表-2を参考に各部署において、供給維持に必要な業務を洗い出し、その実施方法を定める。対面業務は可能な限り最大限度抑制する。

表-2 業務の区分

部門	業務	区分	備考
原料・製造	原料（天然ガス、LPG）の受入に関する業務	A	
	ガスの製造業務	A	付臭を含む

	原料受入施設、特定製造所の維持管理業務	A	設備の保守点検、巡回、応急手当等
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ含む。
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。ただし、緊急性を有するものはA
緊急保安	ガス漏れ、供給支障対応の要員	A	(注意1)
システム管理	製造・供給・顧客管理等、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	導管図面システム含む
総務 人事 経理 広報	2. の感染拡大に係る業務	A	
	4. の対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	ただし、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応が必要。
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	
お客さま関連業務	定期保安巡回	B	法定周知・調査含む
	開閉栓	B	新設開栓含む(注意2)
	検針	B	
	対面しての料金收受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。ただし、緊急性を有するものはA
	ガス機器販売、修理	B	(注意2)
	新規営業	B	
資材	製造・供給継続に必要な資材類(導管材料含む。)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

(注意1)

緊急保安業務のうち、下記の対面が必要なものについても抑制を検討する。ただし、(注意2)参照。

○マイコン復帰 電話により復帰措置して頂く。ガス臭い等の異常がない限り出動しない。

○灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する。すなわち、灯内内管の修理は行わない。

○機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(注意2)

お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的な重要施設であった場合は別途対応する。

3-3 非優先業務の停止

3-2で選定したB（非優先業務）については、原則として回復・終了期まで行わない。したがって、Aの業務に従事する者以外は出勤を停止する。ただし、法定業務については、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部へ事前連絡する。又、検針については、お客さまと対面せず実施できる場合には、マスク等を装着して実施する。

非優先業務を停止するにあたっては、既予約分の扱い等、停止手順をあらかじめ決めておく。

3-4 出勤を停止した場合の措置

(1) 在宅勤務の検討

3-2で選定したAの業務について、在宅で可能なものは極力在宅で行う。そのために必要なPC等の持ち出し規定についてもあらかじめ策定する。

(2) 健康管理の徹底

家庭で感染しないよう、不要不急の外出は避け、2-1に記した健康管理を徹底する。

(3) 会社との連絡

Bの業務に従事し、在宅勤務とされた場合でも、A業務の交替要員として出勤となる場合もある。したがって、対策本部は常に従業員の連絡先を把握しておく。

3-5 通勤について

極力公共交通機関は利用しないで、下記のいずれかの方法により通勤する。

- ・自家用車、業務用車、自転車による通勤（車は所定の駐車場、自転車は北側敷地内を駐輪場として使用する。）

3-6 人員計画

- ・3-1に記した条件でA業務が遂行できるよう、あらかじめ従業員・供給継続に資する関連事業者職員の割り当てを行い、本人に周知する。
- ・職場責任者が欠勤した場合に備え、代行者も定める。
- ・従業員の健康状態を把握し、適宜業務割り当ての修正を行う。

3-7 原料（天然ガス・LPG）の確保

- ・原料調達先での感染情報を入手し、原料調達への影響を常に把握する。
- ・必要に応じて、影響を受けていない原料調達先からの調達や、国内の他の原料調達者からの支援・融通の協力をお願いする。逆に他業界からの要請があれば可能な限りで対応する。
- ・原料逼迫の事態が発生する場合には北海道経済産業局へ速やかに連絡する。

3-8 供給停止区域発生時の措置

供給停止が発生した場合、又は発生する可能性が非常に高いと判断される場合には、可能な限り速やかに表-6に示す関連機関に連絡する。

この場合、北海道経済産業局から病院等重要施設には代替供給の検討等の指示が出される場合があるので、協力する。

3-9 社会・お客さまへの広報

・新型インフルエンザ流行時に、ガス事業運営に関して、お客さま・地域社会・マスメディア等に情報提供する。（特に3-8の事態の場合は重要）

（例：「ガス供給に支障ありません」「新設工事や機器修理は収束後にお願いします」）

4. 対策本部の設置

(1) 原則として国による第二段階移行が宣言された時点で対策本部を設置する。

その組織を表-3に示す。

（第一段階でも、地域の実情に応じて必要な場合には、規模の小さな対策本部を設置する。）

対策本部の設置は、周囲の感染状況等を勘案し、社長が決定する。ただし不在の場合にはあらかじめ定めた代行順位（表-4）に基づき代行する。

(2) 的確かつ迅速な対応をはかるため、分担体制（表-5）を整備する。

(3) 対策本部設置後は、表-6に定めるとおり外部諸機関との連絡を密にする。

(4) 本部長は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他必要なくなった場合には、非常体制を解除又は変更する。

<注意点>

- ・正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・供給継続に資する関連事業者との連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。
- ・平時より厚生労働省、外務省等から示される情報に注意を払う。

5. 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

2-1に記した感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

2-2(2)⑤に記した対応ができるよう訓練を実施する。

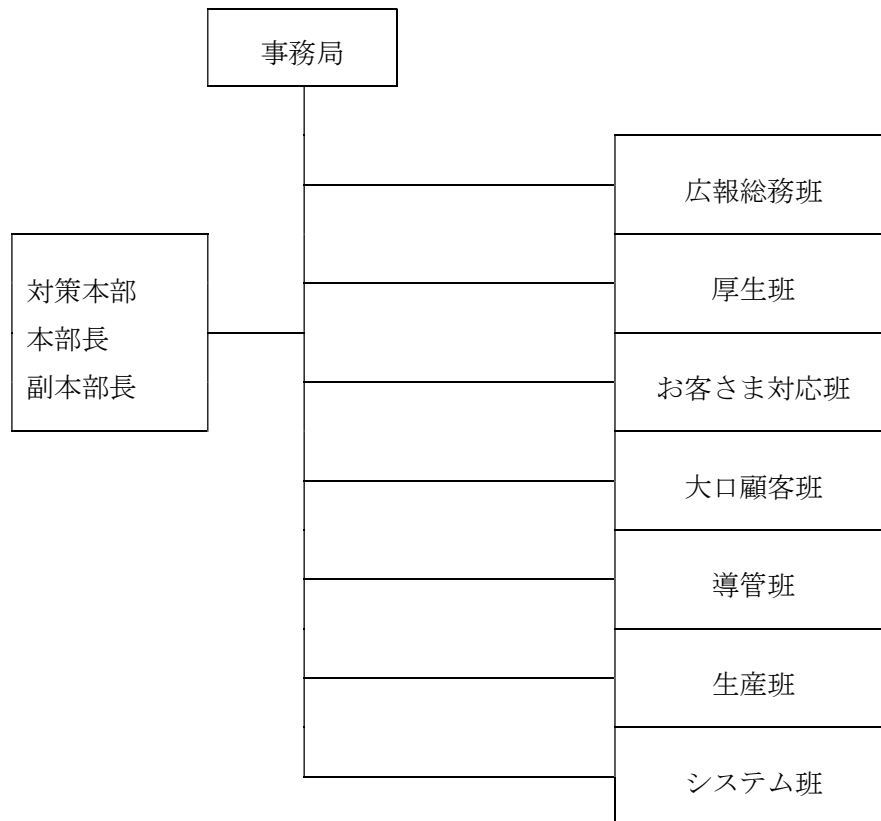
(3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者にその業務が円滑に実施できるよう訓練を実施する。

(4) 全体訓練

対策本部の設置から、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを確認する訓練を実施する。

表－3 非常体制の組織



表－4 体制発令の代行順位

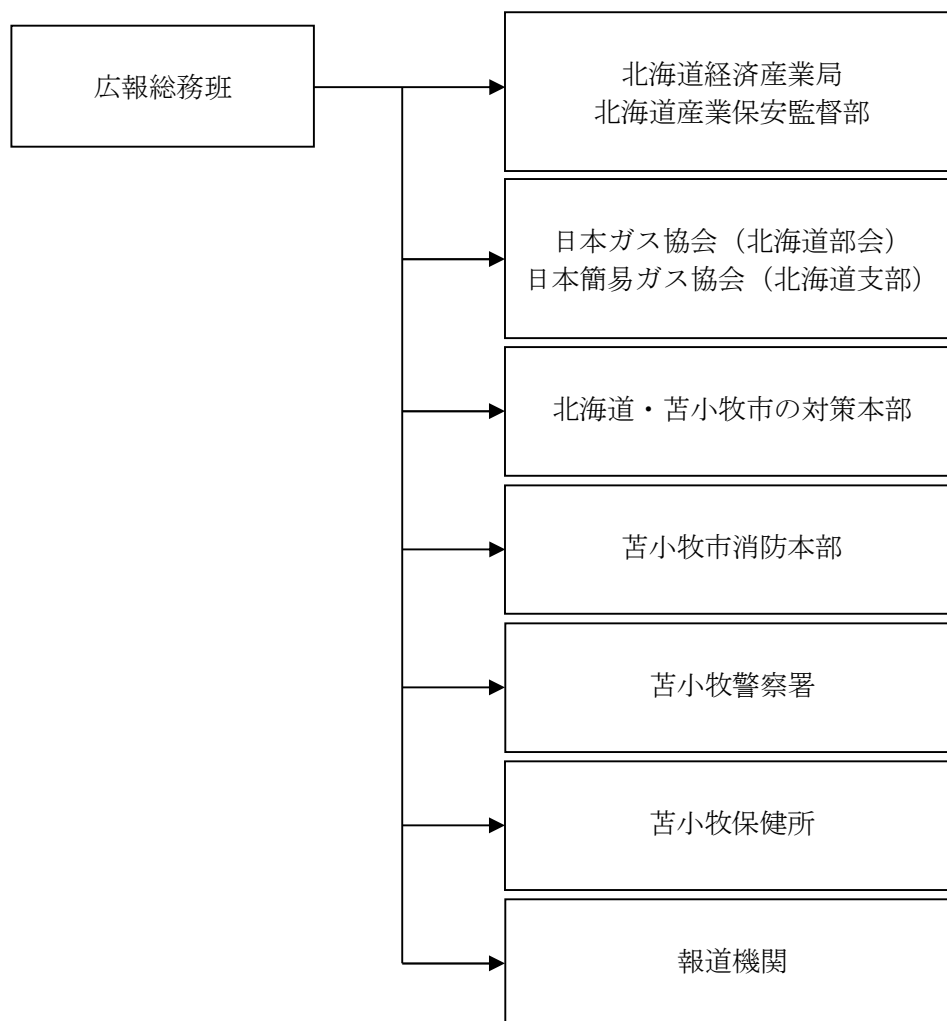
代行順位	代 行 者	役 職
第1位	岩井 俊和	苫小牧ガス株式会社営業部長
第2位	大平 護	苫ガス燃料株式会社取締役
第3位	森野 清隆	苫小牧ガス株式会社総務部総務課長

X

統括班	部署・役職名	主な役割・業務
本部長	社長	対策本部業務の推進・統括
副本部長	総務部・総務部長	対策本部長の補佐
事務局	総務部・総務課長	対策本部内実施策の検討・実施

広報総務班	総務部・総務課長	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項
厚生班	総務部・総務課長	社員・課社員の勤務状況・安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底
お客さま対応班	営業部・営業部長	一般の般お客さま対応、受付対応
大口顧客班	営業部・営業部長	大口お客さま対応
導管班	供給部・供給部長	供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・実施、導管警備体制の確立
生産班	供給部・供給部長	原料調達に関わる事項、製造所等警備に関する事項、生産・稼働計画見直し検討・実施、
システム班	営業部・営業企画課長	社内ITシステム維持に関する事項

表－6 防災関係機関との情報連絡経路



- ・ 関係機関の電話番号、担当者氏名等の一覧表を用意しておく。
- ・ 上記の連携は原則であり、災害対応上必要なときは各班で対応する。
- ・ 必要に応じて、関係官庁。所轄行政の対策本部・協会と情報交換を行い、具体的な対応を図る。